

委員会規約

(目的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第49条（委員会）の規定に基づき、組合の設置する委員会の組織及び運営について定める。

(種類及び審議事項)

第 2 条 委員会の種類及び審議事項は理事会の議決を経て定める。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、理事及び組合員又は組合員たる法人の役員及び従業員のうちから理事長が委嘱する。

3 組合員の役員及び従業員が委員に就任する場合は、所属する組合員の承諾を得た旨を書面で本組合に提出しなければならない。

(任務)

第 4 条 委員会は、理事会又は理事長より諮問又は付託された事項について調査、研究、建議折衝等を行うものとする。

(秘密保持義務)

第 5 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、組合の理事の任期に準じ2年とする。

2 任期の満了した委員は、新たに委嘱された委員が就任するまでは、引続き委員の任務を行うものとする。

3 補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第 7 条 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

2 委員長、副委員長は、委員のうちから理事長が委嘱する。

3 委員長は委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(招集)

第 8 条 委員会は必要の都度、委員長が招集する。

(答申)

第 9 条 委員会は、第4条（任務）の審議等の経過及び意見を理事長に具申する。

2 意見の具申は、書面をもって行うものとする。

(その他)

第 10 条 この規約に定めのない事項については、理事会の決定によるものとする。